## 米国における社債店頭売買に係る取引結果の報告及び 公表に関するNASD規則の制定について

横山史生

Bonds)の店頭売買取引の結果に関する情報を全米国では二〇〇一年三月、社債(Corporate

Dに報告することを新たに義務づけるとともに、 米証券業協会(NASD)会員証券業者がNAS

SD規則が、新たに制定された。これは、従来のとめた上、逐次、公表すること等を規定したNA報告を受けた取引情報の一部をNASDが取りま

NASD規則六二〇〇シリーズである「フィックストインカム・プライシング・システム(Fixed Income Pricing System: FIPS)」(以下、「FI

PS規則」と言う。) の全文を削除した上で、新

び照合入力サービス (Trade Reporting and たなNASD規則六二○○シリーズ「取引報告及

のである。同規則に基づく社債取引結果の報告及「TRACE規則」と言う。)として定められたも、「ARACE)」(以下、

定となっている。び公表は、二〇〇二年二月一日から実施される予

び同規則の内容を概観し、その意義等について考本稿では、同規則が制定されるに至った経緯及

察する。

# 一、TRACE規則制定の経緯

1

「ウィット委員長は、米国国内社債市場は政府証券で、SEC)委員長(当時。以下同じ。)は、SEC の向上等に向けた制度改善を行う必要があることを指摘し、社債等の取引価格の報告・公表のためを指摘し、社債等の取引価格の報告・公表のためを指摘し、社債等の取引価格の報告・公表のためを指摘し、社債等の取引価格の報告・公表のためで、SEC

集・公表するシステムを構築する。させる規則を制定し、取引価格を速やかに収の取引について証券業者からNASDに報告米国国内社債及び優先出資証券に係る全て

活用する。 社債市場に対する能動的な監督を行うためにのデータベースを構築し、これを規制機関が、社債及び優先出資証券に係る取引について

2

③ ②と関連し、不正の摘発を強化するための

ると共に、この目標と市場参加者の便益の双方をの向上を求めるレヴィット委員長の方針を支持す債市場の価格透明性、監視体制及び取引の効率性これを受けて、NASDは九八年九月、米国社

と協力していく方針であることを表明した。(2)向けて、SECその他の規制機関及び市場参加者

実現するようなシステムの構築及び規則の制定に

けて価格情報を広く公表し市場の信頼性を高める

観点から、以下の取組みを進めることについてN

ASDとの間で同意していると述べた。

場と比較して取引価格の公表が十分に行われてい

(財務省証券、 政府機関債等) 市場及び地方債市

ない実態にあること等を指摘し、投資家一般に向

— 47 -

ねた上、二〇〇〇年一一月に修正案を公表した。 を受け、NASDは市場関係者との間で協議を重 係者から見直しを求める意見が多く出されたこと

○が行ったパブリックコメントの募集に応じて関 するためのシステムを構築し、そのような制度を 務付けるとともに、報告された売買価格等を公表 (以下、「当初提案」と言う)。これについてSE 則改正案を取り纏め、SECに承認申請を行った 二○○○年春を目途に実施することについての規 による社債の店頭売買取引のNASDへ報告を義 NASDは一九九九年一一月に、会員証券会社

会員通知として公表した。

則の施行予定期日などについて述べている。 知の一部を修正した文書を公表し、TRACE規 通知を公表するとともに、二〇〇一年三月会員通 RACEに係るシステムの詳細等についての会員 NASDはその後、二〇〇一年六月一日に、T

#### 二、TRACE規則の概要 取引結果の報告について

### **(1**) NASD会員の報告義務

poses is mandatory.)」と規定している。 NAS D会員間での社債取引に関する取引報告は、買い ticipation in TRACE for trade reporting pur-おいて、「会員が取引報告の目的でTRACEに 方会員及び売り方会員の双方が行うこととされて 参加することは会員の義務である(Member par-TRACE規則六二二〇条(a)項(1)号に

えたため、NASDは、再修正案に細部の変更を

について内容及び目的の妥当性を認めて承認を与 月にSECに提出された。SECはこの再修正案 けられ、それを反映した再修正案が二〇〇一年一 これに対してさらにパブリックコメントが受け付

加えた後、新規則の全文を二〇〇一年三月付けの

D

い る。 り他方が顧客又は非会員ブローカー・ディーラー である場合は、NASD会員が買い方か売り方か また取引当事者の一方がNASD会員であ

に関わらず報告義務を負う。

(2) TRACE規則六二一〇条(a)項では、 報告対象となる社債及び取引

米国

の報告対象となることとなる。

場債券の店頭市場における売買取引がNASDへ

または外国の民間企業により米ドル建で発行され

TCにブックエントリーされている債券

(debt securities) (TRACE-eligible security)」と定義している。 を 「TRACE適格証券

ずれもTRACE適格証券に含まれる。一方、 格付けが投資適格であるかそうでないか、また、 公募発行であるか私募発行であるかは問わず、 資 ι١

産担保型社債(モーゲージバック債、アセット

格証券に含まれない。

ていることから、TRACE対象証券のうち非上 についてはNASDへの報告を要しないと規定し 果が当該取引所に報告される上場債券に係る取引 の国法証券取引所において売買が行われその結 また、 TRACE規則六二三〇条(e)項で、

(3) 報告すべき事項

TRACE適格証券の売買について報告されるべ き情報として規定されている事項のうち主なもの TRACE規則六二三〇条(c) 項において、

債券のCUSIP番号 売り又は買いの別

は

以下の通りである。

バ

ツ

ク 債、

C M

〇) 及び短期

金融 市 · 場

品

(money market instruments)

は TRACE 適

売買数量

途、単独項目として報告) 料を含む価格(ただし手数料については別

マークアップ又はマークダウン若しくは手数

- ・利回り
- 売買相手方

売買成立日

- ·売買成立時刻
- 手数料

#### (4) 報告のタイムフレーム

号では、NASD会員は東部標準時間午前八時か ら午後六時三○分までの間に行われたTRACE TRACE規則六二三〇条(a)項(1)(A)

以内に報告を行うものと規定している。 T 日の午(コン) 売買についてはT+1日に報告し、T日分の売買 後六時三○分から午後一二時までの間に行われた 適格債券の売買について、当該売買成立後一時間

-computer interface: CTCI) により送信す

午前八時に報告し、T+1日分の売買として処理 八時までの間に行われた売買についてはT+1日 される。

として処理される。T+1日の午前零時から午前

**(5)** 報告の方法

上述の All About TRACE: The NASD's Cor-

報告を行うための具体的な方法としては、以下の porate Bond Transparency Initiative (June 1,2001) **によると、**NASD会員がNASD**への** 

いずれかによることができるものとされている。 ター・インターフェース方式(computer-to 使用して、NASDと直結したコンピュー 来から使用している専用回線及びシステムを 頭株式にかかる取引結果報告を行うために従 NASD会員がナスダック (Nasdaq) 店 50

1

② NASD会員がNASDから提供される専能) データ送信代行サービスを利用することも可データ送信代行サービスを利用することも可

じて送信する方法 ストールした上で、インターネット回線を通用ソフトを自社のコンピューター端末にイン

ことから、NSCCからNASDに送信するて取引内容に関するデータ送信を行っている 渡し決済の処理を前提として取引照合を行う に向け ※ NASD会員は通常、社債取引について受

告を間接的に行う方法ことにより、NASD会員のNASDへの報

RACE報告に必要な形に変換した上で、NSCCの取引照合システムに入力した取引情報をTこのうちの③の場合には、NASD会員がNS

CからNASDのTRACEシステムに転送するCからNASDのTRACEシステムに転送する

スーキ型のNationの概要(二)三、TRACE規則の概要(二)

取引結果に関する情報のうち、対象銘柄及び事項対外的に公表されるのは、NASDに報告された象証券の全てについて行われるが、NASDから以上のように、取引結果の報告はTRACE対取引結果の公表について

(1) 公表対象となる債券

が限定されることになっている。

格証券のうち、①取引結果報告受領時点において六二五○条(a)項の規定により、TRACE適まず、公表対象となる債券は、TRACE規則

投資適格債でありかつ当初発行額一○億ドル以上

(2)

公表される情報

上記の債券について公表される情報は、当該債

ることが予定されている。これについては、四、 則施行)直前時点におけるFIPS50銘柄に限ら れる。なお、制度開始後に公表対象を順次拡大す のもの 及び ② F I P S 規則 廃止 ( = T R A C E 規

で触れることとする。

March 2001, p.157. しよる)° 示される (NASD Notice to Members 01-18,

(3) 公表のタイムフレーム等

時三○分までの間に会員から受けた取引報告のう NASDは、東部標準時間午前八時から午後六

点で即時に(immediately)公表するものとされ る (TRACE規則六二五〇条 (a) 項)。 公表

52

ち上記に該当する情報を、当該報告が行われた時

ころ特に言及されていない。

の具体的方法や体裁等については、これまでのと

格、利回り、売買数量に限られる。このうち売買 なく、CUSIP番号、売買成立日時、売買価 券について報告された取引結果情報のすべてでは

四、TRACE規則の施行期日等

**(1**) TRACE規則の施行期日について、二〇〇一 TRACE規則の施行期日

年三月会員通知においては、TRACEシステム

以上の場合は「5MM+」と表示され、ハイ・ 投資適格社債については、売買金額五〇〇万ドル 数量については、一定規模以上の売買の場合は実 イールド債(FIPS50銘柄)については、売買 額は公表されないこととなっている。すなわち、

金額一○○万ドル以上の場合は「1MM+」と表

年一一月一日から一二月三日までの間にTRAC 日については、最終的に確定した段階であらため て公表するものとされている。 また、NASDは会員業者に対して、二〇〇一

Specification として二〇〇一年六月一日に発出 る会員通知は上述のように TRACE Technical とされていた。TRACEシステムの詳細に関す されたが、これと同時に公表された文書(上述の の詳細に関する会員通知発出後一八〇日目とする

ケジュールについて

(2)

TRACE規則に基づく制度の段階的実施ス

**න**ූ

Eシステムとの接続テストを行うよう求めてい

引結果の報告対象及び公表対象となる債券の範囲 を順次、拡大するとともに、売買成立後報告まで NASDは、当初提案及び修正案において、

取

Bond Transparency Initiative) によると、 会 All About TRACE: The NASD's Corporate

とする「段階的実施スケジュール (phase-in

以内」とし、後に「一五分以内」に短縮すること

の時間的期限について、制度開始時には「一時間

TRACE Technical Specification 発出後二四〇

日に施行する予定であるとされている。同日は 数を考慮し、TRACE規則を二○○二年二月一 員各社におけるシステム対応等の準備に要する日

れたこととなる。なお、TRACE規則の施行期

日目に当たり、当初予定より六○日だけ先送りさ

び二〇〇一年三月会員通知では必ずしも明確に述 schedule)」を取る方針を示し、そのスケジュー ル案を提示していた。この点について再修正案及

ることが見て取れる。

べられていないが、およそ以下のような方針であ

まず、取引報告を行う時間的期限について、制

53

ることを予定している。これについては、TRA SDはこれを将来的に「同一五分以内」に短縮す おり「売買成立後一時間以内」とされるが、NA

度開始時にはTRACE規則に規定されていると

Federal Register Vol.66, No.19, January 行うものとされるが(SEC Release 34-43873 in

CE規則条文を改正する手続きを取ることにより

29,2001, p.8133,8135.)、その実施予定時期につい ては触れられていない。

(1)

る「債券取引報告委員会(Bond Transaction Re-ていくかについては、NASDに実務家で構成す

範囲をどのような方法及びスケジュ -ルで拡大し

次に、取引結果の公表を行う対象となる債券の

CE制度の実施状況を見ながら検討することとさ porting Committee: BTRC)」を設置し、TRA

March 2001, p.157.)。また、ハイ・イールド債に れている (NASD Notice to Members 01-18,

> TRACE規則の中に盛り込むという考え方が示 来のFIPS諮問委員会と同様の仕組みを今後に されている (All About TRACE: The NASD's

ついては、FIPS50銘柄の選定を行っている従

### 五、TRACE規則の意義等

Corporate Bond Transparency Initiative)°

米国における債券の売買取引は、その大半が店 公表の仕組み

間売買が大宗を占めていること等の特色があり、 頭における個別相対交渉により行われ、また業者

本的には相対交渉によってしか業者の提示する気 売買執行が可能な株式取引と異なり、投資家は基 全米市場システムの枠組みのもとで最良気配での

配値を知ることができない。また、実際に行われ

米国債券市場における価格情報等の報告及び

た売買取引価格の報告・公表についても、債券の

行われていない。 実態が様々であることから、従来、一様な形では 系が異なる上、流動性や市場参加者の幅等の市場 種類及び市場セグメントごとに根拠となる規制体 財務省証券については、プライマリーディー

との最良気配及び直近取引価格、売買高等をリア 出資による情報ベンダーであるガブピックス社 ラー及びインターディーラー・ブローカーの共同 ルタイムで公表している。地方債については、地 情報提供に基づいて、業者間市場における銘柄ご G o v P X が、 参加者からのボランタリーな

ディーラー・ブローカーに取引報告義務をかける 方債 している。これらと比較して社債については、従 ことにより、売買価格等の情報を毎日一回、公表 規則制定委員会(MSRB)が、 地方債

ハイ・イールド債についてNASD規則(上

四年証券取引所法15A条において、店頭市場

述のFIPS規則)に基づいて売買価格等の報告 についてのみディーラー及びインターディーラー ・公表が行われ、また投資適格社債の業者間取引

の集約的な把握や価格情報の公表のための統 コーポレート・トレード・ワン)他は、 公表が毎日一回行われている(TBM ・ブローカーによるボランタリーな売買価格等の 売買状況 Aによる 一的

て、社債の店頭売買取引について集約的な情報の 上述のレヴィッ ト委員長のイニシアティブを受け

改善されることとなる点に、大きな意義がある 財務省証券や地方債に比して劣後していた状況が の都度、逐次に公表が行われるものであるため、

収集と公表を可能にするものであり、しかも売買 (表一を参照)。この点に関してSECは、 九三

今回制定されたNASDのTRACE規則は、

な制度は存在しなかった。

#### 証券レビュー 第41巻第8号

米国及び日本における債券店頭売買取引に係る価格情報等の報告・公表制度の概要

	1日1回	リアルタイム (情報ベンダー利用者のみ)	1日1回 (情報ベンダー利用 者向けには1時間毎に更新)	報告の都度、逐次	公表時間
報告気配(上下一定割合等を 除外)の平均値・最高値・最 低値、報告社数等(年限・格 付別マトリクスも発表)	最高値・償安値、出来 高合計等(1日に4回以 上取引のあった銘柄の み)	気配値、直近出来値等	銘柄、クーポン、利回り、Tスプレッド、満期、時刻等	銘柄、出来値及び利回 り、出来高、時刻等	公表内容
	(不明)	(不明)	約定後 15 分以内	約定後1時間以内	報告時間
午後3時現在における額面5 億円程度の売買の基準となる 気配(売買高は月次毎に報告)	出来值、出来高、時刻等	気配値、出来値、出来 高、時刻等	出来值、出来高、時刻等	出来值、出来高、時刻等	報告内容
	店頭売買取引 (一般売 買を含む)	業者間店頭売買取引	業者間店頭売買取引	店頭売買取引 (一般売 買を含む)	対象取引
公募公社債全般から選定 (格付は限定しない。資産 担保型社債等を含む。)	地方債	財務省証券、連邦政府 機関債	社債のうち投資適格債 のみ	社債全般(格付は限定しない。 私募債を含む。 資産担保型社債等は含まない)	対象債券
日証協(自主規制機関)	MSRB (自主規制機関)規則	証券業者 (プローカー・ ディーラー、インター ディーラー・ブローカー) のボランタリーな参加	証券業者 (ブローカー・ ディーラー、インター ディーラー・ブローカー) のボランタリーな参加	NASD (自主規制機関)規則	セ を を を を を を を を を を を を を を を を を を を
	MSRB (地方債規則制定委員会)	Gov PX	TBMA (債券市場協会)	NASD	運営主体
公社債基準気配発表制度	Daily Report of Municipal Bond Transactions	Gov PX	Corporate Trade I	TRACE System	制度

各種資料により筆者作成

(2) 制目的に適っているとしている。 Cではなく登録証券業協会により行われるべきで をNASDが会員に義務づけるとともに取引価格 所に上場されていない社債を対象とする取引報告 あるとの考え方が取られていることに鑑み、 情報等の収集・公表をNASDが行うことは、 TRACE規則実施の市場への影響等

規

年中一日当たり平均売買高は、財務省証券が二、 もそれほど高くない(SECによると、 て業者間売買が大半を占め、売買の規模、流動性 その一方で、社債の店頭売買取引は、実態とし 一九九七

ドル。また、 一二○億ドルである一方、投資適格社債は八○億 ワンで公表される投資適格社債の業者間売買 TBMAのコーポレート・トレ

は

多い日でも一日一〇〇件程度。) ことから、

するには、その間における金利水準や発行体の信 用度等の様々な要因の変動を考慮に入れる必要が おける当該銘柄又は他の銘柄の売買の際の参考と た売買価格を逐次に公表しても、それをその後に ある特定の銘柄の社債についてある時点で行われ

取引

(over-the-counter market) に係る規制はSE

性を損ねる逆効果がもたらされかねないとの懸念 マーケット・インパクトが生じれば、社債の流動 た、売買価格及び売買額を公表することにより 市場関係者の間には根強いようである。

ジュールを設定するなど、市場関係者の間での懸 念に配慮したものとなっている。この点でも、 となる銘柄や情報を限定し、また段階的実施スケ とは言え、TRACE規則の内容は、公表対象

表が実際にはどのような方法や体裁によって行わ

情報となるかについて疑問視する向きもある。ま 格情報等の公表が実際の売買取引にどの程度参考 あることを考えれば、TRACE規則に基づく価

れることになるかが注目される。

債市場に対する能動的な監督及び不正摘発を強化 ニシアチブに含まれていたいま一つの目的につい するという、レヴィット委員長の九八年九月のイ て、SEC及びNASDが今後にどのような具体

このほか、取引結果報告をもとに規制機関が社

策を取るかも、注目される。

(3) 日本の公社債基準気配発表制度との比較

<u>තූ</u>

券業者のボランタリーな情報提供に基づき気配値 流動性が極めて高い財務省証券等については、証 債券店頭売買に係る取引結果の報告及び公表は、

今後にTRACE規則が実施されると、米国の

(ただし、情報ベンダー等の利用者に限られる) 及び出来値の双方がリアルタイムで公表される 方、流動性がそれほど高くない社債及び地方債

については、それぞれNASD、MSRBという

が公表されることとなる。

自主規制機関の規則に基づく報告をもとに出来値

このように、債券店頭売買に係る取引結果の報

告及び公表について、米国では、規制体系や市場

おいても出来値が採用されている点に特徴があ ごとに異なる制度として運営されているが、収集 実態の相違を背景として、債券種類のセグメント ・公表される価格情報としては、いずれの制度に

このような米国の状況に照らして、わが国公社

る日本証券業協会の公社債基準気配発表制度につ 債市場における価格情報の公表のための制度であ

象とする一元的な制度であること、それが日本証 いてみると (表一を参照)、 公募公社債全般を対

券業協会の自主規制規則により運営されているこ

告に基づきその平均値等を公表していることが、 と、価格情報としては出来値ではなく気配値の報

特徴であると言える。

中で、従来以上に合理的かつ適切なあり方を求め 行や電子取引システムの登場といった環境変化の 供することにより、円滑な流通と投資者の利便性 市場参加者層の多様化、また時価主義会計への移 も、近年における市場規模の拡大、商品内容及び の向上に大いに貢献してきたと言える。もっと 場の発展の経緯等を反映するものであり、公社債 基準気配発表制度は、売買の参考となる情報を提 このような日米両国間の相違は、それぞれの市

### (1)レヴィット委員長によるニューヨーク市内での講演

Fund Fees and Expenses, Sep. 29, 1998. als, Committee on Commerce, Concerning Transpar-9,1998.) 及び下院商業委員会金融問題小委員会での証言 tance of Transparency in America's Debt Market, Sep. ency in the United States Debt Market and Mutual House Subcommittee on Finance and Hazardous Materiman at the Media Studies Center, New York: The Impor-(Testimony of SEC Chairman Arthur Levitt before the (SEC Immediate Release 98-81; Speech by SEC Chair-

tance of Transparency in America's Debt Market, Sep. NASD Press Release: NASD Statement of the Impor-

(2)

- (3) Proposed Rule Change by NASD Relating to the Crea-Nasdaq's FIPS. tion Dissemination Facility and the Elimination of tion of a Corporate Bond Trade Reporting and Transac 10,1999, pp.69305-69311 に掲載) SEC Release No.34-42201; File No.SR-NASD-99-65; (Federal Register, Vol.64, No.237, Dec
- 場における価格情報の公表等について」証券団体協議会議 面からの意見の内容の詳細については、 拙稿 「米国債券市 レポート二〇〇〇年一二月号、二九~三二頁を参照された 米国債券市場協会 (TBMA) をはじめとする関係各方

いった、米国でのあり方は、大いに参考になるも それぞれの特性を考慮した選択がなされることと

のと考えられる。

である。その際、債券種類ごとにその特徴を反映 幅広い関係者の間で十分な検討を行うことが重要 ていく必要性が指摘されているところでもあり、

した内容の仕組みとすること、気配値と出来値の

- SEC Release No.34-43616; File No.SR-NASD-99-65; of a Corporate Bond Trade Reporting and Transaction 71174-71182 に掲載 FIPS. (Federal Register, Vol.65,No.230,Nov.29,2000.pp. Dissemination Facility and the Elimination of Nasdaq's posed Rule Change by NASD Relating to the Creation Notice to Filing of Amendment Nos.2 and 3 to Pro-
- Amendment No.4 to Proposed Rule Change by NASD der Approving Proposed Rule Change and Notice of Relating to the Creation of a Corporate Bond Trade Filing and Order Granting Accelerated Approval to Vol.66,No.19,January 29,2001,pp.8131-8143 に掲載) the Elimination of Nasdaq's FIPS. (Federal Register, Reporting and Transaction Dissemination Facility and SEC Release No.34-43873; File No.SR-NASD-99-65; Or-

証券レビュー

action Reporting and Dissemination; SEC Approves and Dissemination, March 2001. Rules to Require Fixed Income Transaction Reporting NASD Notice to Member 01–18, Fixed Income Trans-

「一時間一五分以内」と記述されている。

ments for Computer to Computer Interface utilizing the NASDAMS switch for TRACEsm, Version 1.0, June TRACE Technical Specification; Subscriber Require-

- (9)Transparency Initiative, last updated on June 1,2001 All About TRACE: The NASD's Corporate Bond
- (10)(www.nasdr.com/trace\_\_letter.htm) 発行者による第一次分売の一部をなす取引、買い方及び
- とで合意して行われる取引(すなわち贈与のために行われ 売り方が当該債券の市場価格と無関係な価格で取引するこ
- (11)tered bonds) の個別銘柄を識別するために米国内で統 fication Procedure)番号は、株式及び公募債券 (regis-る売却など)についても、報告対象から除外されている。 CUSIP (Committee on Uniform Securities Identi-

的に用いられる証券コード番号。

parency Initiative (June 1, 2001) における解説文では All About TRACE: The NASD's Corporate Bond Trans 時間一五分以内」と改正する予定であるという。このため、 かかることから、 TRACE規則の条文の関係個所を 「一 タイミングの関係上、NASDへの報告までに一時間以上 する場合、NSCCの現在のシステムによるバッチ処理の NASDの担当者によると、会員がNSCC経由で報告

60

う必要があることから、 NSCCは、 NASD会員からN SCCへの送信データをNASDに転送することによりN 間売買と一般売買の双方につき約定成立後一時間以内に行 ASD会員がTRACE報告義務を満たすことができるよ TRACE規則により求められる取引結果報告は、

①一般売買の取引結果をNSCCシステムへの送信対象June 7,2001.による)

の報告内容を満たすよう、NSCCシステムにつき適宜追②業者間売買に係る送信内容につき、TRACE規則上者間売買についてのみ行われている。)

③マルチ・バッチ処理の回数を増やす。(従来、社債の業額売買に係るデータのNSCCへの送信及びその照合の者間売買に係るデータのNSCCへの送信及びその照合の者間売買に係るデータのNSCCへの送信及びその照合の者でいます。)

Trade Matching)を活用することが想定されており、N店のでいてすでに利用されているリアルタイムの取引結果送信のリアルタイム化の実現に向けて努力する意取引結果送信のリアルタイム化の実現に向けて努力する意取引結果送信のリアルタイム化の実現に向けて努力する意取引結果送信のリアルタイムである。について、今後に関及び一般売買についてNSCCのシステムを用いてMS買及び一般売買についてNSCCのシステムを用いてMS買及び一般売買についてNSCCは、社債及び地方債(従来より業者間売なお、NSCCは、社債及び地方債(従来より業者間売

SCCとGSCCが協力するものとされる。

(14)

行われている。 行われている。 行われている。 従来のFIPS制度において順次、入れ替えが 「関い双方の気配値がリアルタイムで表示されており、 「選定銘柄)について、会員証券会社(ディーラー)による 「選定銘柄)について、会員証券会社(ディーラー)による 「選定銘柄)について、会員証券会社(ディーラー)による 「選定名柄)について、会員証券会社(ディーラー)による 「選定された五○銘柄程度

前掲 SEC Release No.34-43873; Federal Register,Vol.

ける価格情報の公表等について」証券団体協議会議レポー

これらの詳細については、 前掲拙稿 「米国債券市場にお

(16)

66,No.19,January 29,2001,p.813

(よこやま)しせい・秀明大学助教授・当研究所客員研究員)